三河記　軍書　十一

御家

往

内閣文庫
和書類
三三五九號
一二冊
一四八函
一五架

第二

共十二

内閣文庫		
番號	和	33059
册數	12	(11)
函號	148	76

大将心持之大事成事

一国一郡の大将たる人ハ作法を以目の鏡と
思召給て先其国の上下をハ一塵一物と
覚しめし候儀ハ我か心の一概成と思召て万の心を
付給へし然ハ其身の面白く思召事なくとも
成者をも子細をもつて取立又ハ気歎万事ニ
付ても大将第一と露程も無之ハ侍ハ万行に切く
気を以て作所へハ家職を守て大事を貫事ニ候ハ
又君の御為ニ心身を尽し又ハ君の政ハ何事

日本政府図書
内閣文庫

是能事ヶ諸人の心得すへきの事なれハ其身の職と
なすへき事く家職を忘るへからさるの之作りとさとく
武道を知りて心無百姓ハ耕作を知り
仕町人ハ商賣を能致としてすへきと云へ是れ
只大將一人の心に依て諸人の志能如き者之第
一子近習外様にゟすべて古民に至迄にも人彼
仕て善悪を知らしめ或ハ所を通給則人の家
長帝陽あらハ心を付て其作法能不穏の鬚を
心を付給ふ文珠陽齋勢家ゟりて少ちも好ハ

四書等に能心を付給ひし扱何事もそれぞれ能知
古人を証とし給ひ或ハ又三世等に志て貪欲を
退き憐み候に志て富貴を成とハ是を能ヶ給ひて
次第に是吟味とさる様子圖に置さよりて人
の観能成て惣別人を知給ひ難要之文維夫
將の下に八惑ひ有あらハこそ大事ハ但人を見知給
て或ハ愚成とハ賢に有深候成とハ無成へハ
交て諸奉行諸役を被仰付愚ものを知る患付候
成そ其所に能見て心を付る使ひ様にて家中を

自堕ニ浅識を引立所ニ家継者多一味すれハ
又籠人ハ明日の恨を今日ハ獅日こそ思ハ我心
の不足成に思ほし又罷人多ハ自道の也
叶ねと思給ふ大将不肖則人の鑓をあて下
に小知之家不礼を致ニ者故ニ死罪流
罪の者稀之又城下の人ハ他国へ行市場をき
商人不来則我係城ニ心将従ひ如此思ひ
心を改給則人の恨迷事不こうき能之子細
をあり新関をさへ禮ニ法度をさして往還ニ

旅人を苦る事ハ或ハ非法ニかけて根ニ者
をも思又已うる他法成倣を他国ニ沙汰あり
業事をと恥て又去ハ不苦と成者若無之と不
知りさるりとりも識ニ制札あれハ別ニ大法
ニ可被倣之旅人ニよそ家来の者ニよそ恥ある
倣之其又大名の家ニハ稀くの芸者可有之
ニきに自不遂成他ニ挑付りあくハ何ぞ安
えニうこして之を為彼集たニき芸心得ニ職
生心得成人有之ハ皆々芸とこれ迄りり有

へし或ハ能ありて出る人を以て御覧じ成ハ何
時も志ありて用ゆるべきものたとへは常に鑿古を致
ならば鐵の御家の御光にも首尾能
ぎりて或ハ諸職人も其所領の頭人に会と入
たりてもとも御目にかれられは誰か心を竭
唐無事より思ふハその所を併然と御覧
道具と御覧してそれもの忘るべからざること

一 人数積之事 付 兵粮積之事

一 人ハ只ハ前にも書しごとく其身の役を勤と

本書よりすくしたる吉凶を知吟味するを
大将にたいして軍法にて先役人を定むる
事と書るにて仕也

一 弐百騎の大将の積大方是に不同

一 壱人 武者奉行	一 壱人 軍者
一 拾五人 弓鉄炮頭	一 弐人 籏奉行
一 四人 歩行頭	一 弐拾人 物見
一 三人 右筆	一 弐人 納戸
一 壱人 太鼓	一 壱人 鐘

一 壱人 貝　　一 弐人 旗籏本共ニ

一 壱人 鑓奉行　　一 四人 医師内 二人本道 二人金瘡

一 四人 大工

右合五拾九人

一 三人 小馬験　　一 三拾人 小旗指

一 百人 弓　　一 弐百人 鉄炮

一 弐拾人 竊盗衆　　一 六拾人 小歩行衆

一 五人 小屋奉行 二人算用者 三人賄　　一 弐人 料理

一 三拾人 小馬衆　　一 四百六拾人 小者

一 五拾人 人足　　一 百三拾人 小鑓持 小身鑓也

一 弐人 鍛冶　　一 弐人 矢細工

一 壱人 弓細工　　一 壱人 弦指

右合千八拾六人

一 八拾人 騎馬 但役者之外　　一 拾五人 児小姓騎馬

右合九拾五人

一 知行五百石之積

一 騎馬壱人ニ付供拾四人内 壱人甲持 三人歩行衆

弐人鑓持 壱人草履取 三人馬取 弐人小者 弐人人足

右ハ知行五百石之積 此外荒道具 自身相応ニ可持之 十分ニ

一 騎馬合五拾口 騎此家来弐千百五拾六人

惣合人数三千三百九拾六人之

右足ハ一日之飯米弐拾七石壱斗七升 但一人ニ付黒米八合宛

一 口馬拾五疋

一 家中之荷馬百七拾八疋之

内七疋ハ武者 手前ゟ之乗替

右馬数百七拾三疋

右大豆之積

一 一日ニ五石壱斗九升 但一疋ニ付三升宛

一 口小荷駄五拾疋

一 家中之小荷駄三百五拾疋

右口百疋 此ハ知行ハ弓鉄炮之同妻人出可申也

右大豆之積

一 一日ニ八石 但一疋ニ付弐升宛

右馬之外口百人 是ハ右人数之外之

此飯米三石弐斗 但壱人ニ付黒米八合宛

一 惣人数合三千七百九拾六人之

此惣飯米一日ニ三拾石三斗七升

一 惣馬数合五百七拾三疋

一此惣大将一日ニ扶三石壱斗九升

一鉄炮之玉目千　一鉛目六貫目

一同薬四貫五百目

右三匁玉の積薬ハ二匁宛の積何も壱人前ニ

拾放宛但薬ハ玉積ニ多すへし

右小筒の積也右火矢大筒の分ハ別ニ有へし

一火縄四百筋　壱人ニ二筋宛

一弓弦四百筋　右同前

一矢子　壱人ニ付拾筋

右ハ一日の積大将家の元迄之壱日路と行時之御

可有附ハ増扶持ヲ之多少ハ付ニ家ニ此増扶持ハ

右之の主人家ニ在之但鉄炮弓者与刀の侍

等ニハ大将家増扶持可有之

一軍勢食之と認之事

一食ハ朝夕をよ早食しとりて徳之長道と経着

陣城ハ道半ニ而可度中食ニ云々献合差障

一里程前ニ而一度是を認と云へし献近ハ家ニ而

不可退又餘ニ強行不復是ハ人数の疲と依る

先としてハ御出之時だにも之又餘談近ニて會せん
ともふとも不見之時ハ敵ニ出でたる時ハ安
ニ相違の儀之惣別敵ニ五六里隔て陣を
張家ハ一夜陣としてかりそめにも小屋をかけ集
あまた在陣諸勢と侍着陣の日ハ長屋を作へ
ハす付けハ大将小屋ニて其屋を貝鮮
煩しく小屋としてハ乃日を見て第連不調可
免事也

一 軍士糧米として帰之事

一 矢軍をあるく御もん今日王等數日あるく出糧を
揺ニ喰捨て悪敷之陣取とも計心得たる之
城ニハ料以て儀之但合也とハ諸勢の腰を
不離可持候付ニ不申可合候之計所得
不も城を同前ニ成惣別ニ春夏秋冬を
食給て之若夏不可有之冬あるとハ二ケ月を
ニ入置ニ付て持ハ何迄も不給之計候侍下
所ニ有之ハ又食ハ敵ニ而早喰扱仕
まつり德を也但城ハ白米ニ分の給相披

物を多ハそなへ置事常ニ其積ハ不断故あり
但不足時ハさる事也

一 玉薬箭簇木與頭ニ可渡事
一 鉄炮之玉薬箭数なとも右の分つもくハ籠城
責の日なとハ中々一附ニも不足候ハゝ成ニて鎮
又ハ三十日五十日の積りにて渡置へしニても玉薬
箭数なと深き事にて仕候者百日計も玉薬を百
ニ仕切せ算用有之数也 但玉薬矢数ハ多
入てハ用意ニ後度々ハ戦の脈本也 能附へし

一 御知事所要成へし

十

陣押之事
一 先手一日路可成程着陣して又国取と次二三の
路をつゝくし候中にも作法次第に可成小荷駄
諸兵具ハ一手々々の跡に付て押又鉄炮の
足軽ハ百ゟ二百ハ六拾先手ゟ前付候て一之備
捉之小勢成時ハ一筋に押へく候大
勢の時ハ二筋又ハ三筋にも押へし時は
一手勢ハ次第にて一手々々の内二ツ三ツに分て

次第に押ハ二筋にも三筋にも諸勢分之
又雑兵を隔て不寄ハ先手中備寄て或ハ
大将先に宵より越かる事もあり附ハ如何
にも列を立て村押の段々可有雑兵を
先立て而と下事もあれハ其時々により
作法可有軍ハ兼て行を能々雑説有之
惟物により平を所に立の修又急事により
又古と当の修多し

一 着陣心得之事

一 陣取ハ敵より五六里隔て一夜泊とも或ハ大将
出馬に前々追てに竊道を出し着陣にハ一
入物見を先立て案内敵の作法を見て
そのく付々追ての竊道ハ跡より先後遣者
先の方の事にて候其時は不及して出右可有
子細ハ一度案内を知て居る故又行事安らし
又先立帰の竊道数々と雑新(イツハリ)事多ハ又附
よりての別成下居る又跡より召行者を
捉先に先へ入て家来を立して軍事無之思題

験ハ一ミ見申時も大事にいたすへき大将の心得也
されハ右の子細を能々心得し其上ニ而籠道のそ
なへて一役一手の内ニ而も何様ニ而も首尾能
事一人と分て手柄を雖申何もの手柄之
但手間も印ある様申ても手前見へさる先之衆ニ而可有人
ハ不及申手柄有之と思ふ慶長無為ニ而被遣
の假名ハ少々付ヶ申事也

一 鷹遣之事　付り　鉄大丈夫之事

一 御鷹遣 弐人　大鷹小鷹餌指二人　犬引一人

一 鉄太夫一人　但弟子二人ハ付か拾一人右之外之若
　者不入候又大夫ニ付て但表裏の為
　ニ入物之同数ハ以下石別たる弓ハ言無之又ハ弓よ
　りハ鉄炮と多くなりとも或ハ弓百張よりハ鉄
　炮者三百人預而者鉄炮ハ城中ニ置なり
　鉄炮ハ国数ノとも其数又ハ右ちかの合戦ハよし
　火矢大筒ハ城ニ而も為彼よりも右ニハ早業
　のため或ハ境目ニ而数挺又退口なとによし別
　而鉄炮前方ニ而も一挺ニ而のこと又少者人数ハ少

鮮き若殺も有か殺す只ハ仕損なきやうにして施ス
謀有て然るへし

一 留守居人可申付分別之事

一 小荷駄の人数ハいかにも大方小勢ならハ三分一少勢
ならは二三分ハ陣中之小荷駄可然子細ハ分国と
いふ共諸民迄も一味あらて我と親附他国にハ
元来敵之文ハ元より其支配ならさる便のため
可成必諸人ハ小荷駄と兵粮留守へ可申付さきに
ありたる者ハ其の子細ハ其主君の小荷駄よりの働

と人数或ハ戦の所ニ於て支配なく小荷駄ありて
ハカタにハ取足小荷駄の城へ先小荷駄ありて戦ふ有
ことに小荷駄仕手に小用小荷駄ハ同前成とも
二九高う也人数にて小荷駄とも無事勢之文小荷駄
ニハ大将の兵粮之恩分功者と小荷駄一人ニて夜
之子細ハ大将の小荷駄ニてハ諸人の人数ニてハ迷
惑ニ可成也

一 小荷駄破の事付り備の品の事

一 陣取小荷駄別心得水可有下ニ置也前

無之ハ不事叶候ての近小勢をもつてかく我
不用捨るべし　少大将の備并ニ付て先に後
後備よりは後也し左大将の陣ハ门ニてハ取ほし
ミつ家あるハ其雑兵多し　此方角ある也
方とらへハ切ころすべし　少大将近人の吟味あるべし
後心かくる　惣勢の目さし成候

一　間積ハ備ニ人ニ百五十間程積り成へし
仕様不可にかく各別之事

一　兵粮行百五十日ニ付弐十三日取ハ行也

一　大将備不可之事

一　御馬験は大将の備ハ無門なと人数の中より
色左大将の近辺ニ人数居るへし

一　旗備振之事

一　旗備ハ両翼の敵近ハ中より可在雑兵ハ成敗ニ
疵させ不足たとへ又敵間をへ或ハ行ちかへ
てあるへく候へハ先ニ便て敵を見えよ何も依
附心得へし

一　弓鉄炮備配之事

一弓ハ鉄炮ニ添て少跡ニ備鉄炮ハ走りにあし
の役成ニ依て無勢の先に備ヘ但敵味
寄してハ役之鉄炮打手の時ハ手負無
打之し付たる土俵の影を通心ゆ同前ニ可
一或ハ又敵と手掛不申ハ先鉄炮を離
放ち又ハ手前ニ走て後ニ弓を射させよ
一弓よ又通之十之但鉄炮弓ハたんくに備
て打すせよ又敵つよき通鉄の可通けなら
一弓鉄炮ハ雖多或打は少ハ勇の見考よ仕

一寄手の時ハ鉄炮をかくし不知様にして成敗
土俵付たるの影ニ居或先と見てしまし
まはりとらずとも又弓ハ敵つよき鉄炮あらハそ
備の先と射払出引可ありよりか借の時
鑓を持入又ハ騎馬の中下知して鑓敵へ引して
射而或ハ不用にてしま射つる者忘道
一惣角相鎧ハ所の者と鎧前自身に備
一十倍の兵之無勢味方の下知ハ勝て手柄
一すり附ハ鉄炮乱之又手むかふものハかしこく討也

一 ゟ隠して用ニ不苦處之心得有之へし

一 軍勢ニ不乱心得之事

後備并伍者先手ゟ乱事甚大事也國元
のへ何ニ不寄先手ニ付而乱れ安きもの也去ハ大勝も
乱ル今親方の勢ニ乱れ戦ハ戦ハ勝ニ後て下て乱
悪変又ハ一人たりとも単ニ法を破る人有て是乱
を追ふたりとも無下三分候ものハ我善之

一 追付心得之事

一 掲軍ハ敵を追而ハ先を継セハ追付ニ為し

行者弱心の習而ハ忘候由敗ハ兵へハ弱競の
政乃をも無又ハ人数ハ圓競の下知ニ至ハ且太
鼓持ハ類ニ可鳴是氣をもれる心得之

一 操引心得之事

一 操引の習ハ乱或ハ競兎悪変見之ハ強国
をも乱せハ又腰縄をもて釣くニ以節ニ取ニ志く
是又是人ハ身の細引をもふるの腰ニ付候事
加様の時又ハ川を渡る時ハ細引のしるなる之
能候組の人数揃ニて一刀五人を十人を組繋

云怨ハ必怨ルハ惣勢皆静ニ成者之図也
人の為ニ大事ニ成ル卯ニ至リ惣勢乗ニ余
敵ヲ追付ハ成安カラ不ル之一度無双成
ト称ス旗ヲ押立法利ヲ得ニ云功有之
ハ新成微ニ大将の器云ハ雑ニ及ハ心盲也
ニ為成軍ニハ白鷺ヲ旗ニ付ル白鷺
の羽ヲ綴ル法ハ忠ク陰海ニ有ヲ沢ハ
旗ヲ切ル板ニ書ハ鵜羽ハ不追ヲ之ヲ営
く必図旗ハ人の心得大方ハ成就也

張良樊噲ト號シ或ハ事ヲ知ル人ト称ス又私
の働ヲ成事ハ敗軍の初メ大事之前方ヲ計ル
ヲ忘ニ於テハ匹夫也大将ハ嗜事候之

一 物見使番之事

一 物見足軽ハ敵味方の中ニ居テ軍の行事ヲ
心得ヘシ備ハ敵の仕方ヲよく見ル事肝
の先の丸ニ心得大事也或ハ鶴翼ニ向時ハ鋒矢
ニ味方ヲ備敵ハ偃月成ハ味方ヲ二手ニ分て中為
て備或ハ敵ヲ包丸時ハ何の備成共松皮偃月魚鱗

あらしは虚文偽飾に乱るゝ時ハ任用あらて若大
方にけしん将根依附偽従して或ハ味方引立て一揆
多不成ハ射手と集て防守に趣別利早事
大将の中ノ一ツ先敵の人数ホを厚備にて味方と
無破様んてせハ敵くと包漫事にて浮敵又味方
成と包漫りてせハ無偏理にと思へし或ハ敵に分て
儀事ニと多知りて云ツ義ハ敵陣の前の方ニある
大儀にて無敵によく人将後ある士使ふうて引敵
よく人将ニハ相見へて陣取れとハ小勢ありく人付

敵とて探識に軍の虚實物見の眼にさし思
料を弁て大将へ可申上候然ハ一家中の侍吟味し
よくして武勇才智の人に申付役と可致候付物見
にハ猿し心得て一大事の役と思日比軍法を心ゐ
得して無油断又ハ使番ハ物見に同意成共
常ハ何ハ遠之評定ハ武備ハ敵の色のいろいろく使番
によて役使番ハ三子細を味方の陣を致之使番
の指揮にて右軍勢見知り然て先歩行けれとも
不及所とても目中にて先之廻て候て是候と云ある

去ハ物見ハ歩行の斥候役之何にても物影を指也
惣勢よりハ離れて出ル物見の役也一限目立可然

一 山を隔たる戦之事

一 山を隔て戦ハ早ク山ニ登先登とてたけ付ハ
所能ありて便よき子細ハ味方を打下しせ易
敵ハ下ル之味方の一段高き所ニ備てハ下坂ニ矢
事もすくなし又敵ハ登る也疲れてハ先深く入ニ
ありて下坂の半ニ追出し无無付鉄炮打と
先ニ立て先登付よすてなくして敵の先勢を討
進ハ中備後備の在分ニ一所ニ壇内ニ鉄炮ニて
心を開て進るなく捷(カクセ)枝ハ敵ハ聡引ゆへ
敵峯を越て下坂近くなりぬれバ敵ハ息を
と継せず進討ニ負し又引兎ニて足なきに乱
れず或ハ峯の時留なる敵ニハ追討負ても乱

一 川を隔たる軍之事

一 川を隔たる軍ニハ水濁の登るハ食て一段と
ハ高事なれ又ハ向の綱を張して波ありハ石
荒き所ハ送様不ハ岩ありて草木茂ル所ハ浅き泥

深ふして知多勢の渡川ハ浅瀬也　扨早戦
よりも其分ハ勝也　依之十一月十二月寒強朝ハ
於敵ハ渡物無用ハ見合　合戦有之勝ニ成り
又ハ敵ヲまて川ニ添ふ為ニ附ハ味方の勢ハ様
引ニ成て川ヲ中ニ敵是非之礼る所ヲ撰
て押懸射掛へき也　無用ニ礼らハ早く川ヲ
岸の上哉ハ敵迄射ヲ之扣て防ぐへし　無用ニ
も背ニ人を十所ニ不備可然又流濃不可之ハ
川ニ寄て敵を見て来たるヲ勝多来ハ寄ハ退口

早事の為なりとも何れ鉄炮ハ森林なとの敵
掛山際なりとも不見して人を付て中ニ之前なとを
畧して鉄炮是又奥ニ入て鉄炮野の所ニて
分別可有之

一　平地の戦之事

一　平地の戦ハ第一ニ足場第二備第三人数

一　城を攻分別之事

一　城を攻分別ハ大勢の為籠城ハ無粮水の
手くと留ニ小勢の為籠城ハ鉄砲射弓なとこそく

破レし山の嶮キと形川ハ深キを便として或ハ
橋を落シ渡を潜キ或ハ柵を構キ物を居て人
の通ふ所に先ツ足場能敵の可寄
所を防きなり一方ハ寄ル道又ハ山城と
もなりと為ス流を平城にハ水責ニも別
ニ替ル事なけれハ然レとも阿れハ危く攻事
何れ或ハ輕く行とハ敵乃中ニ飛ぬの兵ヲ然
捨テ急し静ニ却て物見をなくしテ其心を思ハ
兇ヲとくへく又ハ明退て可ル城と不然

敵を逃ス事度ハ必空行多クなし山後郷の森
ニ至ルテ不得ハ人多ク知ル者ニ人の為ニ餅食を
乞て城の内ニ寄ル事兵粮給れなハ無二人ニ可思
是ニ由テ城を攻ル所ニ遠キ持無ニ書テハ不
兎ニ角顕レ無別日ニ重テ熱テ城ニ不可入丸越
若敵ニ被丸籠テ日夜ハ虎落を張逆茂木
引て夜の明て退之又ハ跡を後敵のミハ蹤跡
て鉄砲ニて追拂へし

一 落城之事

一　籠城の時ハ先兵粮をもて慥或ハ二人前として一合
宛惜ミて大勝りときハ大盛伸之但働する時ハ心
取る之し是ヲ以て之治むるの事ハ九事是二ツ肝
要可成事ハ必ず出業として端とて多く謀成
て少しも弱気見へさせず又ハ其ハ敵ら鉄炮ヲ打
命ハ唯城中ニて八ハ家中一同程打すへし不気ら決
之静ニして敵の弓影を伺或ハ夜討して息
破之城近く引寄せて目ヲ差て鉄ハ早とを
ハ可勝之必城の内にて働をに出する危

又ハ敵長陣ニ退屈させてら勤るを待つる時
或ハ長途で弱ハ或ハ後ニ不覚時又ハ難所ヲ来
て足場を求め或ハ方角ニ寄て内又ハ城より来
て謀ニ乗ル不知或ハ不得打て討れ橋を渡ル渡て難
儀ニ及ぶ事ニ乱る時ハ少しも不遅退て討可
有敵参らて見或ハ勝強とて所近くハ
鉄炮ニて討捕ヘし火ハ兵残ハ古とて
ら備るに是又ハ甚多難帯編し兵ヲ置し
火を付る又兵粮尽たる時ハ兵城の内兵粮ハ為

書并なとに諜生捕なとして敵方へ不帰には
何も白状いはせんと詮せよ諜返し又敵へ服付する
にハ何程金食とらせ如此是を報の多少を知
可然然之一人をも討殺されハ後と如何なる
事も又其侍にハ廢く付と伺服付せよ仍
とも合云懸合所とて味方ハ多勢の備方を
約束として敵付つくとせんとする時味方に疑
きせさしむへき為之常に我城に用意し是をハ
有らくれ捕にしてあらそ船とさし或ハ諸士奇
もて抜て天下を取る也何絶なとたとへ皇て
それよりて取る也寸一城の繩張りも
の手をとり寸二機寸三ツ構これ
三ツを脚或ハ山峰をたのみと付或ハ流をみ
立る事也傳云大将の心持に合て城の要害ハ
名所にて構る事を合て心得へし
又城に籠へき物ハ千飯一荒布一塩一梅干
一擂一薪一松木合月塩石何或温湯
ともに千で表儀にして皆たのもしき城也

千金有りと云共微の時ハ不用立飢ると不被叱

一ツの事ハ能く云とも於け其職作心得也

一　大勢にて小勢を討ん得る事

一　右之心得敵味方の人数同し位の時之大勢を

以小勢にて討ん為ハ先敵の仕寄業のことく

皆諸しく得て口ハ備端武ハ足端に用ひ候と

ゐてくる急にてして人数揚り一段の備りと見

一　大勢の備ハ大方半分ハ先ニ為り分ヶ勝利多し

勝負ハ味方二千騎敵ハ千騎にても不足様にし

一　小

七八百騎にて可討時ハ味方を五千斗に可分之

味方五百騎一手に真向ニ当可急三百騎一手敵

の後ニ当廻ハ八百騎一手ハ味方の旗本と同じ

備能方ニて急二百騎ハ右二百騎ハ左ハ

敵の横を可討之小勢の敵を追包

様にし急敵取寄の色見え敵先左右の横

縦の内一方ハ味方の旗本を加へ引留とし

やゝ追て挟乞一方を明置之て開方ハ見

立ゐ別可も能く敵の人数と横の備所

要之小勢を包まんとせし大勢前より多し
大勢は又離れたりとみて懸付は小勢と合む
とすれは彼落て囲徳とすれは宮方の敵を
團気と云は防兼て自後乱崩と可討之
従敵を相まちて又は勢は千騎と百騎と以取
合わり強ふ百騎の前なりともなく千騎を
百に見る討之きりとも寄り兵着き見て小勢
とのえ人合を場をもんと心得て無候之

一 小勢にて大勢を討留る事

一 小勢にて大勢を討事は前をと謀を計策に
頼三つとれて討之或は平地の戦の時無不纏
夜三更斯時に謀を強付夜は峰火は多或は火
縄を付け使を掛けは左置或は敵の可来所に
埋火を構或は強着たる松を焼立或宮方を
維の或は鬼門の表裏を知敵を欺或は日暮に
見無有作り其は其之或は又馬鷺有サカナ
をも道をもりて気は陳之日の晩京宮方の官
軍敵を取に将軍の処にて所を焼払思ての

外ハ洛中ニ念義ありけれハ落行給ふも不残
まかり狼藉ヲ止メ京白川ハ申すに及ハず
国々の宿々佐渡判友入道か屋敷を落され
此我当所ハ案して申させ給へ大将とて不覚
すくなく勢の者られ乍いなら二ハ間の會
所よりハ大阪の者共と妄覧手召服絵花絲
番羅羅子盆ニ写一帖ヲ箇条調て並流
之儀に及ふ尊氏偈韓愈が眠花ハ流枕
ハ純子の當世物とも副て並へ十二月の遠

侍よハ鳥飼維白鳥三年ニ過縁三石入蔵
大筒の酒を渡し道世者二人篭置て誰小
てと此宿所へ来りしハ二疋とき白細に
召置てなり楠一家ノ手へ入なりける過再
者二人参向く寄して渋染角入出せしる之
すん一疋と見えける道誉得門下並れ
てけり先代にてしも逆なる佐々木ハ相模守
の當館をし此宿所とハ室て毀焼なるへき
様なれはれ楠け様を感して佐々木を止し

へは泉家の本一本ともに陰居にの至りの一柏
ともに矢剣近江の酒肴并荷物携し
眠龍はた秘龍の鑓々白帽将太刀一振宛く
郎等一人出奔しける参りに抜群にて又部と
云族にて屋敷に参り今度の振舞様源氏情
をも感ぜず人も知りたる例の古将事にて
なり我等にて楠太刀と讃と為彼れ
と共に勝れ多く居り候又は謀六万余騎にて
前相の職人寄せて可為ことく難題の官を捨て

世継にりたる村上帝の道源氏の奇為兵部卿
となりし新田殿へ諸事の儀は心やすく存じ元弘
初大敵の当ての逆徒を責亡ぼし事忠は才一
の忠臣にして候しは思ふ其の忙々ならぬ段
又有常と此賤しき身一旦の恨にて候故其日
出すべき御と捨し候き己に兵部卿親王の宮を失ひ
世の乱れを慮へ且は命も少数にて一層しけ事を思
とくは永く候宗徳当国の内より侍職とらに給ふ
は少将殿を副へ下し置かれ候て此元の方にて候

て忠節を可致ものなりけれハ義貞も
是を頼ミ給ひて此事ハ子細なしとて頼給て
て京都へ飛脚を立守護職補任の綸旨
を申下しけれハ程なく此節ハ御返事ありし十余
日を過さるうちに官職を授け給ひて当国の
守護国司にハ将軍家よりなされたる者の素を
返し校成綸旨を以ハ彼等ハ依之きりとして降参し
てしかも返されける新田左中将義貞を聞給て王
事毎に盡謀を以て御敵の身を滅すと哉　夫

敵天命弓義貞ハ大軍を攻落し城を攻落
左中将ハ補任の大将職を賜りけれハ或ハ味方
の使者を以敵の中へ云合者如此招置て
敵の中より離の間使を被成或ハ定日を遠
て相待て被討と或ハ旗をも捨て敵の心
を惑たる其後ハ廻し或ハ密謀をも抜て
敵を見て招の使ハ謀之或ハ文使首同じと称
或ハ旗を巻て甲を脱て扱を入和談の使を
なして勢を討て或ハ仮文を以て又ハ斗

第之廿三ツと云ふ急務ハ肝要之計ニ小勢
の大勢に当るへき時ハ兵を以て弐ハ猶利なり式ハ
敵二千味方八百斗の時又類を方九五千斗
ならハ敵ハ衆と便一手八百猿強一手二百外俵
三百先手一百浮勢三百旋本と定て浮勢ハ
表裏の武者を以敵を騒雑所の方り
川急勢ハ手を合て弓鉄炮にて討立乱
敵附鳴物を早め追れハ大勢ハ先手へ付
更大軍の乱てハ五人十人強盛者にも踏返

しりしても已に味方よりハ押返す事難成者
也如何となれハ多々心を働す事肝要也
又ハ大勢の将と云へハ数を頼て思ひ弓断と
游し小勢の下知ハて味方の気合仕法なと
取合よ前尾大方盛ハ危ふき我の手立なり
大勢の取向ふハ敗軍の一つ為基也ニ依て
軍の仕法ハ先下に付て定るへき之合御成とも
雑兵の常しく偏し御とハ古く小勢ニ立
なれ便とえ事也之

一 使有戦之事

一 大勢少勢山川の九合之事先山を為備戦
の時大勢者山に九登して小勢の備の方
を廣く見し相登ハ之須敵を探候味方り
息を可遂家林なりとハ矢を射させ鉄炮
を打せて伏兵もなり探見し敵山近辺備
を遂備厚旅を中る為備ハ下坂なく人に息
掛り思味方引立て打やう手に又ハ小勢の
人数はかり備薄数多不入に備旗本とハ援祥に

引退て而物籏引出ス等て皆帝て不可引に
の此に埋火なしにて又ハ伏構の備る伏兵を
子細にて道ハ以後の指しまんと伏兵
事も一戦し又小勢より早山に九登して
必前借敵を探大勢者所に至備てハ先
人着方より味方備る敵を討落に
大国小国と云習有之ハ大勢一方に国一方を
明て為備ハ不審なし必敵に気を可付也
てする仕方なり又ハ早此山川なく小勢の一同

ニ為成ハ危候と可知是又見かけたる敵とハ引と
見せて退くと見ゆれ敵にハ後へと無息し
足かかる敵へとハ弓鉄炮にて打立敵楯の間
と難為事と射之惣別山に楯と定てハ下余
打鉄炮味方に当る事掃之本地の楯とこより
足軽に上手に打せけれハ防兼してそのこと可有
也又ハ川を隔たる軍に大勢の方より先川
を越ハ半分に九分川に打入向の岸に寄ハ戦
ふかくとなへて後勢川に入てハ彼川中の戦或ハ

岸にての戦に味方後へと引退後勢ハ十方
の川との岸陣をとれ追敵追返し或ハ敵に負
たる味方を後に入替て厚可成又向の岸に
着しつるとなへて早く川に乗入へき事味方の
勢に力を加之扨川を乗たる人馬にハ敵方
寄せ付ハ息をつかせて敵近付ても絶候ハ無
破れをハ入替心得可有之大方の者共
大勢も小勢も川越ハ勝負を見せて一面に
成戦するか能之小勢の方ゟも早川を越すハ

大将と云ハ中ニ大小使川三の方寄揆ニ事と云つく
敵勢を以てもれくもも尤ニ無故ハ遠ケる方にて勿
小勢にしても大勢ニ早く無難之事ニ孫子ヵ
謀ニも無別大勢ニ小勢にも川と力備車ニハ宵
ニ可霧渡と也し或ハ河の人と近付て渡泊と
守を堂内と能知り勿要之又半ハの戦ニハ大勢
ハ候急伐ハ事寡可預小勢ハ専ニ伐と利り也
可思山川森林ニて伐を以ての俶之一揆を
方と狩ニ以て一生九ニ為備以ちて人救の

五分ハも分外の備と以う進退の表裏を以て
掛引を切有しても難儀寡ニ傍寄の習を
或ハ敵宜伏兵と兼たるとし又兵力ありとて
小勢と以敵ニ十八の候之寡ニ又大勢の敵と不
勢しても敵寡ニ敵を防と云習をと所持し
加様成伏兵より八敵必進不得者之又ハ乱将も
将ありハ事ニ手必得て寡の防人殺ニ是て
て云甲斐令と失て所様多し兵ハ又勝と
為得て不急の主之能伏を加勢と有ニ之

志てこそ行の仕形をする大将ハ先功者之と
思ひくまとりてそ為備勝利の子細能放つ見
て惣ハ名将て成又ハ明武者なると表書と辨
まて文の惣よらく所以或ハ進退或ハ引汁汗勝
とん惣て頭ニ作人とするハ武の跡の旋之
又ニ作法能々了知するハ心勝く思ひ後之扱
又敵方ニ仕形なるくく気をを付邪所ニ引と
様子追退ハ必跡を知してよしけ汁ハ後勢と一国ニ
成損とて総けけて早く味方を拳事第一

成抱し仕敵の足く深く寄云ハ敵と権と云子細
ハ必惣将の備あらハ表裏の被浮て惣強く
云者ニ立ハ惣ニ有変あらくと九との全備ニ味方別
者え或ハ討取する敵の表裏ニ気を付ニ乱を
つくる惣付寄るら断と手る物之大勢小勢なる敵
の食前とを考在財と心急難所より勝ハ皆ニ
断と伺の備也

一 船軍之事

一 船軍之備ハ大小船ニ人多ハ惣要之大勢の

寄ル舟ハ破レ又漸リてハ浅瀬ニ泊安沖ニてハ
其況事多し候へともハ舳先ニ二人単ニ船ニ
の切者艫の方ニ二人先ハ梶を能知人之鉄砲
十文字なり右又ハ打漏して櫓櫂の先ニ小
鎗を付て持するも先ツ船を引付之ニ為也
惣別ハ大将なる人ハ案内者ニも常ニ用心の心懸
ニ候えとも第一所ニ寄て数り案内なりて小船
を出して陸より白眼合ふる時なりてハ波而とて矣
而此方ニ荒るると滞無之相命なりと縄と

敵勝へかけて是書し鉄砲の用心之掛廻ニ船ニ
ての戦にハ多る小船ニ備利多く自由成故之大
船ハ沖の方へ廻り後て直之小船ハ大船の櫓の方
ニ急へしまたハ成船ハ不自由成故之防ぎそれ
堀所を勘渡事有ける小船の数多ニ而給
なる大船ハ難儀ニ及者之鄰所りハ舳の多
かりニハ不可寄海河りそハ瀬を岸ニ心を付絡
へし岩を見て瀬を知得事雨　類成後ハ大風之
事てき心得大事之少船ニハ乗人多く乗る事之大船

ニ櫓数少破ル事道を取る程之患別ニ候か
増すと云候ハ大河を老謀小河を侮の修之或ハ大
河ニ底潤ニ用ても知れず或ハ流強ニして足を
踏留め流ニ見ニ敵ニ寄て老道ニ見ルニ之蓉
ニ責破ニて能者と付大勝を換ニ莫虚
とれ事横(タメシ)多し又小河を早く取る事ハ
先敵の地ハ二尺寸を謀識ルか勝ニ二ニ如
心得成大将ハ小成事とも大成候と慴者ある也
絶への小河にても力ニ職りし負るとも失者之大名

将の軍ハ勝ても勝たぬも思候ても不敗とても軍
法ハ唯可欲ニ寄る事なりて化言可有
右ニ去記の如く大方の役ハ大将の一存に有
易く又諸将とも勤ける者成共又敗れて可勝
所の敵ある一概ニ不て思ひ又ハ四海亮ある皆取
軍とも将ニ依ては可勝相成候者ニも陸の九合
と云事之有少の物まし

一 大将の取飾付之事

一 旗ハ舳の方左右ニ立 但風荒ハ不用之

一 飛道具ハ舳先并艫と櫓との間ニ狭間を切
るへし
一 長道具ハ舳の方ニ可立 但風荒ハ強波ニ可
よつて有無ハ強無ハ船の左右ニ可立或ハ
船の上ニ欄干ニ立て又欄干ニ可立へし
一 射手ハ弓鉄炮ハ船の上ニ立へし 是ハ指物
と可指 但是ハ船前矢 狭間ニ内の事之
乗合 始てハ指物有りにて指 役者武者能
也 なるへき事之

一 合戦責合の時ハ艫にて立風ニ向て逆し又風
荒ハ陽幕にて船外ニ大旗ヲしハ陣幕の事之船
よりてハ敵ニ旗をなひかせす旗ニすへし 左ハ大将の左
右船ニ居くすへし 又先手の船武者奉行中備
本陣鍛刀の備ニ働くと申より思ふハ船ニ幕を
奔つきを乃変え只幕の立所ニ木楯として
立て使と切りたて 飛道具を以心を付て打
へし 船々の戦ハ武者働の時ハ右の方
押えて引請し日の働ニ立只ハ一揃の沙汰

一 軍にハ乗へからす

一 軍船作様之事
艨艟作様ニ分別有事也大将の乗へきを
以作りて足早く流石ニハ冠木板ニ楷を
さハ楠なとの堅板にて厚二寸五六分ニ作りて
艫板ハよく打付者走なと也乗捨廣舟ニ成ニ
とも成のつよさなる板ニて流石餘りよくくるし先
作るに用心也船腹厚鐵なとにて搦鐶組
多く艪数を立艫先艫船腹用心頑丈なり鉄

砲を囲ミ又武者の乗なとも餘柄長かりし又
然るに此ひとりの柄長きものを役人と定て
指図ハ懸引も出すの事法に所ありて餘大勢乗へからす
ハ無用也船底の可用之餘多くハ不無用之
子細ハ風吹又ハ揖取の役ニ付ても評定法
乃がたし去ハ下部の櫓ヲ立て船頭の多く船
ハ小へ登りて云ニ船軍ニハ一家中極く吟
味の上にて船底ニ功有者を撰先手船軍備の
船夫くミ一等ハ究竟之内よりの功有者を大将

の少船ニ載又先ハ下知との御厳ノ之き船共て
ハ食仕舞有放合図と定先ハ太鼓の合図ニ
せる梶とが様ニ志ろく神先ハ必揃様ニ迄ニ早ニ定
て揃陸ニの軍も先ハ下知と而も事同前にて成れ船ハ大
而切首の道ていたるハ先ハ太船頭切首の御仕
一段能く心得可為要可成也船ニ船との軍ハ
先ハ乗又ハ敵と引付敵の船放楯くの方よ
廻漕船ニ追ニ立堤ニ漕迄せ風ニ見楯梶立置
たる大ハて小船の手渡ニ人多くして立ニ小船数て

以て脇方急迄事諸多く長し又御下の船にて役
ハ必左ノ楯板ありて役も片方を掛合あるよ
て云あく敵船ノ乗り頭く思ひ又多勢早船ニ
せハ總て船棚ヲ成味方の見渡ノ成様ニ
へし是ハ本船を同前之又竹把あるのよくり
總て下の方へとハやりくそ柱と舷楯と綱付
べき也總の方の舷檣と切ハ棚ノ成様ニすべし
是為ニて無行船ニノ事也皆早船どハ為無
取立敵の船迄ハ乗ル要ノ事早図ニ悪し敵の負

急ニ漕ケ候ハヽ船ニ移ル鉄砲ナトニ而も能
引付テ一番ニ必ス打ヘシ又悩ミ船ヲ引付而
其ノ家ニ移候テ能ト軍サ能テ仕給
又ハ物見使番ノ船ハ先キ小船ノ足早キヲ
遣イ櫓ヲ立テ昔又ハ船尻ノ鉄砲討所ハ櫓ヨリ
五挺(チヤウ)ノ家一挺充間引ニ立置テ討セ之
候艫先ノ方ニ居テ討セ候也左ハ敵ノ船ノ味
方ノ舟ノ艫先ト向候ニ楫ヲ直シ又艫先
漕人ハ船ノ方ニ向人数寄ニ居テ旋ヲ

指揮取リ高ク居テ旗ノ相図ヲ見テ楫ヲ
取ル右安ヘノ居所ハ櫓可成程舟ノ先ニ
ハ鉄アリテ切テ敵寄ノ鉄砲ノ用ニ立ル

一 船ノ名ノ事

一 左ノ方ヲ取楫右ノ方ヲ面楫ト云大将ノ召
船ヲ元船ト云船ハ先手ノ船中備船後ノ
小船ヲハ云ト又本船寄味方ヘノ使者ナトニ乗
船ヲハ櫓船ト云之又ハ追手ヲハ隠寄吹
風之開クハ猟寄唄ト云又ハ右開左開ト云

云ハ軍船にてハ闇き夜なりとも星に依て方角
を積り或ハ東風西風と云之帰順なる船ハ
ハ嵐之又ハ船を渡すを振と云之水棹なと云
事ハ船ニてハ西之又ハ方角なハ積くと撑大積年
と積る之又ハ日写を見る事ハさい向こふ
能く出す船印有とハ是之風の好き所へ浪し遣
一 積とハ何之事
一 船と揺候とハ船と船と繋る事之軍船
小船に積を下本船にて本船を出す事

取廻しの事ハ兼而歎書に有ハ兵糧等下知し申
の働く時之為之是ハ云風附振掛と為仕附
之事之風悪時ハ本船の大積とりよくし之附ハ
風浪なき早く積をて其外歎息手等ハ
縄を切登て働くへし
一 山を越習之事
一 大山ハ越え小山ハ可登之大ハ山にて越え候
ハ足気を主に延一り其文書に依て有り山を知り
登附て後の山を登られ候ハ歎近付事とも

浮ら人数の礼を能安得二ツ又ハ後の用心照
速三ツ之小山を取登て八指息を継て敵
かゝる時の速ツヽ人数茂速二ツ九ツ乃至を御
の速三ツ卅年前ヘ之を味方不進時ハ敵ハ
起りとを不浮の速四ツ敵を勝の速をツヽ之

一 可不審之事

一 内ら少及たる事敵の人数少事

一 負たる敵取うて敵負振をすへし

一 二番所ヘ不進敵或ハ城中物音なきハ

一 引てそハ不可急くハ敵の事

一 味方ハとれ難敵ハ背を脩之事

一 戦の外を延候敵之事

一 馬験を敵進お候内之事

一 扱たる敵扱を不可候事

一 可剛敵弱ハ必る事

一 長陣して退處の敵俄之跡の味方付大坂さ路

一 少人之敵為討之沙汰をて所之不知討をも無事

一 味方之成たる者味方ニ城事ハ討敵成ハたる夜

者敵ハ成かたしと云も不審

一 進へきハ味方すへきやうの事

一 将軍ニ弱きの異見副将軍ニ強きと云事有る

此本不審ニ候并先に記して不審之事

分ハ理非を辯治り事一ツ印有の書物ニ

も此云軍の術あるハ負と定て云ところの

将を将く出法可の事制を辯得可成哉

学問ハ書ハ文字を設兵法の事も兵法不知

世人もしも我朝の取合ニ兼謀の中にも

人と高く思案ハ勝負ハ辯得して軍法の

教ハ孫子呉子の道書ハ軍用及し軍の兵法ハ其

聚て諸家評定を合付書物集たる事を

一 難討敵の事

一 不審の敵を狙ひ討事ある之事

一 味方より不審なる敵を追ひ討之事

一 小身ハ少く大を兼之大身ハ討憎き事

一 大身にも見て有者ハ大身も討悪しき事

一 愚成れ情深く勝ハ人民親深く味方仕候多

一 故ニ討償スル也

一 常ヲ捨テ敵ハ死ス可ル事ヲ不厳ナル討亡スル也

一 弱将ナリト云ヘトモ為ス事ハ討亡シタル事

一 礼将ノ負ケ也成ルニハ不及ニ無返ス已ニ負ル所也

一 勇力寄処討セラルル仕ル事亡シ礼将ハ一旦ノ
勝強者成故ニ急クト静ス也

一 初テ取合タル敵ハ心志難ニ依テ討償スル事

一 気ヲ新大将ハ討亡シ其後ハ猶其上ヲ根成ニ振
ル数寄ナル思之ハ新成行ナト云テ敵ニ志ヲ

遠テ思ヒトモ不寄仕為ナルノ後之又不定成大

一 将トハ久ク別ス後ロハ猶云ナルト不定成ト云明
日トナル今日ハ作法能ク気ヲ新ヲ云之心ヲ新
ニナル後無沙汰ナル也

一 心ヲ改ル大将ハ根本ノ生付賢キニ依テ討亡ス
後ハ先手ヘト一度作法無ク習臣下諫侍元
ヨリ諫無ク尤モ心ヲ改テ天下万民新
参ノ出兵ナル時ハ根本ノ賢キ発之初ヨリ
終迄賢ク習得テ名人之又一度無ト云

仁と號して備へに災害を取りては世の賢に十倍
の仕方無形法にハ争ニ無用法なき也相戦
者而もて殊に同前者ハ過剛可悍敵なる
又者ハ臆（ヲソ）之病の事なしの後大軍を設發大
将なるを討捕之け人に一ツの勝を唯得るの會
議を以て人ハ之を以て事を正大将の日從にして咎
云て勝に於て成れ共右の働も事長故に大方
在年徳見るに評定なき
一 備定する歎ハ討取し為定へとハ前謀も後ハ

静之左同義（イリカハ二十）附て右ハ謀なく引も後へと云寸
態みるに臆病引にも逃とするの便也
一 味方の內に不敵の歎ハ功有成故に討取也
一 前方に大成負を取敗軍の人數を催し集
ハ勝と功有に就故に一度の負を見そと読
ハ思付故に討取而一度勝を得て勢ある大将
ハ其理非読成て一旦思て後有之負をとも
有大将の情も理非を以不成ハ謂一度思付
事也之人也

一 領分近国の一揆付分別之事

一 領分近国の一揆ならハ猥ニ九勢へ加りて味方の
内よりも一揆の成就あるやうに計略ある者共も
顕れ候ハヽ可討果也、方々ニ差遣候惣ての軍
の様子ハ古事ニも見へて新くと求し、是ハ世上
本付取請家律ニも見えへき也、然ハ大将の
国ニ百姓等迄一揆を発し成の跡を引取付
下々と一家を恐し合印を立ち向
山々谷々まて栽へ目の年の勉ニ可被勉候

まさく二三度の子の内より又負けたる時ハ寛宥ニ答
負しも又各先手と立者とハ先手と一揆負決
申ましき也、然附合印の證拠を以て気備持或ハ
下々まて先手ニ前方を遣し旗十四五人揃
令合戦候と下知にて百姓の妻子を集めて已
差遣焼打ニ并よき所ニ城中へ申置候者の
多くれも已ニ不追ひ取急ぎ申降参ハ小
向よりも白旗立ハ家々親類とハ籠る家々も死もれて
然るに令合九巻国縁内自滅して開かる根元

又云大将の臣下の一類一族の為に大将を害しけれハ
大将臣下を恥しめて曰汝か親類一族の大将を滅
さん事を務むるとて是を討捕しむ其時是をいふ
稲汝か親類一門一国の罪にかゝるとて斜り死へし
ととへは臣下殺害に行先に行無一族を絶し
たりし事あれハ臣下の一子五歳に成けるを
我方にひき取て又夫の父を討させて曰汝城の敵
つのりて父に逆心に成事を懇に知のうち尾
子細ハ五歳の一子我方にあるて下人にて召置

なすをして我死と連續を絶の候武法の為し
名将の禁忌多事一つ又ハ親類の中に召仕ふと
悩み思ひ一人運せぬるを有の事ハ萬を捨之
是二つを以て心之早速家可有之文類の中
にゐなく命を惜るもの有とも終に滅
を恥て見者強く成出して自ら城等を
入之是親類を臣下と一人にも命せ給ハす或
ハ臣下を討んとすれハ事果味方多くかくれ
将又ニ隠居ふるハ味方傷むと思ひて

日本政府図書

二方の勢を一方より旁付弟との心得あり
又謀家律定と云は古今の大将の志を聚
て勝負の利を役たるまての計儀是を一揔
よハ下前り侍の交図よりしめ心得を見切
者の書九元篇者の料に顯之

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan